いわて女性活躍企業等認定に関するＱ＆Ａ

平成 31 年３月 29 日

１－申請について

(1)ステップ１を取得してからでないとステップ２を取得できませんか。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出している場合は、ステップ２からの申請が可能です。

(2)県内に事業所があり、県外に本社があるのですが申請できますか。

申請は可能です。県内事業所の代表者が申請してください。

申請にあっては、県内事業所の取組が認定基準の要件を満たす必要があります。

具体的には、県内事業所の従業員が県主催のセミナーや女性のキャリア形成につながる研修を受講していることなどが該当します。

なお、一般事業主行動計画を県外にある本社が策定・届出している場合は、ステップ２の申請が可能です。

(3)県内に事業所が複数あるのですが、事業所ごとに申請するのですか。

複数ある事業所の中に業務を統括する事業所がある場合は、業務を統括する事業所から申請してください。

業務を統括する事業所がない場合は、それぞれの事業所から申請してください。

(4)申請書を提出する前に、申請書類を確認してもらうことはできますか。

事前確認も可能です。その場合はメール（AC0006@pref.iwate.jp）またはＦＡＸ（019-629-5354）にてお送りください。

(5)申請から認定までの期間はどのくらいかかりますか。

申請書の審査をした後、２週間程度で結果を御連絡します。

(6)いわて女性活躍企業等認定制度に関する説明を聞きたいのですが。

専門職員である「いわて女性活躍推進員」が訪問し説明します。詳しくはお問い合わせください。

２-要件について

(1)経営トップ（代表者）の女性活躍推進に向けた取組方針の宣言はどのようなものですか。

例えば、女性活躍宣言、イクボス宣言などが該当します。社内掲示、朝礼、社内報などにより、従業員に対し周知してください。

(2)県が主催する女性活躍関連セミナーの開催日や受講方法について知りたい。

認定要件となる女性活躍関連セミナーについては、県公式ホームページ（新ＵＲＬ）、いわて女性の活躍応援サイト（新ＵＲＬ）でお知らせしています。

(3) 女性役員を増員したのですが、認定要件となっている「女性管理職の増員」に該当しますか。

女性役員の増員も含まれます。

(4) 「女性社員・女性管理職を対象とした女性のキャリア形成につながる研修」とは具体的にどのような研修が該当しますか。

女性社員のキャリア形成、女性リーダーの育成、ワーク・ライフ・バランスの推進などの研修を想定しています。

女性社員を対象とした研修のほか、男女の区別なく全社員を対象とした研修も含まれます。

３-その他

(1) シンボルマークの利用範囲を教えて下さい。

認定企業等の名刺、ＨＰ、自社製品等に表示するなど、女性活躍に取り組む企業等として企業のイメージアップにご活用ください。